

# 報告書

令和5年1月16日

合同会社ミヤビ 代理人

令和4年12月9日に発生した故清水悠生君（以下「清水君」）の事故（以下「本件事故」）について、同事故に至った経緯及び当社等がとった対応状況は、以下のとおりです。

## 1 本件事故に至った経緯

(1) 令和4年12月9日当日は、当社の職員 [REDACTED]（以下 [REDACTED]）が運転する普通乗用自動車で豊中支援学校まで清水君ともう一人の児童を迎えに行き、事業所アルプスの森（以下「事業所」）まで送り届ける予定でした。

清水君らを乗せた普通乗用自動車は、15時15分頃に豊中支援学校を出発し、15時40分頃に事業所に到着しました。[REDACTED]によると、この間、清水君の様子に普段と異なる様子は無かったとのことでした。

(2) 当社では、児童が乗った送迎用の自動車が事業所に到着した後、各児童を事業所内へ誘導する際は、2名の職員で対応することになっておりました。

[REDACTED]も、本件事故が発生するまでは、児童を乗せた普通乗用自動車が事業所に到着した際は、携帯電話で事業所内にいる職員を呼び寄せるか、児童が乗っている後部座席のチャイルドロックはしたまま、自動車のドアの鍵を掛けて、

インターフォンで事業所内の職員を呼び出し、2名の職員で誘導業務に当たつておりました。

ところが、■■■は清水君ともう一人の児童を後部座席に乗せたまま事業所に到着した後、事業所内の職員を呼び寄せようとはせず、単独で清水君を誘導しようとした試みました。

■■■は両手で清水君の腕をしっかりと握りながら、普通乗用自動車から下車させ、事業所内へ誘導しようとしたところ、清水君は突然■■■の両手を振りほどき、手前の道路を走って横断してしまいました。

(3) ■■■は清水君を追いかけようとしたが、道路手前で転倒してしまいました。■■■が立ち上がって清水君が走った方向を見ると、その時点で清水君は、南方向に位置する榎木橋手前の交差点を全速力で横断していました。

■■■は、清水君の後を追って上記交差点を横断したもの、その姿は見えませんでした。清水君が神崎川に向かった可能性があると判断した■■■は、神崎川の堤防を降り、河川敷の通称水鳥の道も横切り、神崎川の川辺に設置されているフェンス付近まで差し掛かったところ、脱ぎ捨てられた清水君のジャンパーを発見しました。

(4) 清水君が神崎川に飛び込んだであろうことは間違ひ無かつたため、■■■は直ぐに当社の宇津雅美の携帯電話に連絡しました。この着信記録は、15時47分となっております。

これは吹田警察署の警察官からの説明により後で判明したことですが、上記交差点の真上には監視カメラが設置されており、その映像には清水君が交差点を横断した後、向かって左側（東側）の方向へ走り、階段を使用せず、堤防を大きくジャンプするような形で河川敷に飛び降りる様子が撮影されていたとのことです。しかし、この後に清水君が取った行動は、監視カメラからは死角になっているため、確認できなかったとのことです。

(5) 当時、事業所内には7名の児童がおり、各職員はその対応に当たっていたた

め、宇津雅美は■からの電話に応対することができませんでした。宇津雅美が携帯電話を確認すると、何度も■からの着信履歴があり、同人にかけ直しても応答が無かったため、異常事態が発生したのではないかと危惧しました。

宇津雅美が事業所の外を出ると、駐車場に児童一人が乗ったままの普通乗用自動車が駐められ、いるはずの■が現場にいませんでした。

宇津雅美は明らかに異常事態が発生したものと考えていたところ、漸く■と電話が繋がり、清水君が逃げ出した経緯を知ることとなりました。

この後、宇津雅美は、当社の代表者である宇津慎史を神崎川の方向へ向かわせることとし、宇津雅美は、普通乗用自動車の中に残されていた児童1名を事業所内へ誘導しました。

誘導後、宇津雅美が神崎川の方向へ向かって走り出したところ、■と共に宇津慎史が戻ってきて、神崎川手前のフェンス付近に清水君のジャンパーが落ちていたことの報告を受けました。

そのため、宇津雅美は16時04分に、宇津慎史に対し、直ちに吹田警察署に連絡するように指示し、この後吹田市消防本部にも救助の要請を行いました。

## 2 本件事故後の主な対応状況

以下、当社の関係者以外の捜索に関わった人数は概算となります。

### (1) 本件事故当日

16時09分に、現場に到着した警察官及び消防士に対し、清水君が行方不明となった経緯を説明

ダイバー数名が神崎川に潜り、かなり遅くまで捜索

当社の職員3名が引き続き現場に残り、神崎川の河川敷を捜索

16時30分頃、清水亜佳里様にお電話し、清水君が行方不明となった経緯を説明し、宇津雅美が清水亜佳里様に謝罪

### (2) 令和4年12月10日

8時30分頃から当社の職員1名が、清水君が飛び込んだと思われる場所からその周辺の河川敷一体を捜索

10時頃に別の職員1名も捜索に合流

宇津雅美と[ ]が改めて清水亜佳里様に謝罪

17時過ぎに、消防士から清水君が見つかる可能性があるとの連絡があり、現場にて当社の職員が見守るが、19時30分頃に発見には至らなかつたことが判明

警察は巡視船で神崎川の広い範囲を捜索したり、ポートの上から川岸などを棒で突くなどして捜索

(3) 同月11日

8時30分から当社の職員1名が神崎川の河川敷を捜索し、途中から別の職員1名が捜索に加わり、17時30分頃まで捜索

捜索の途中で、清水亜佳里様より、双眼鏡があった方が良いと指摘されたため、至急双眼鏡2個を購入し、その内1個を清水亜佳里様にお渡しし、双眼鏡を用いた捜索を続ける。

警察官及び消防士は数十名の規模で神崎川の河川敷を捜索したり、巡視船で広い範囲を捜索

(4) 同月12日

9時から職員5名で捜索を開始し、3名は12時まで、2名は13時まで捜索を続ける。この際、1名は自転車を使用して、下流の猪名川との合流地点を越えた神崎橋地点まで捜索に当たる。

児童の送迎の後、職員1名は15時30分頃から17時30分頃まで、別の職員1名は16時頃から17時30分頃まで神崎川の河川敷を中心に捜索

警察官は数十名ほどの規模で河川敷を捜索し、巡視船で広い範囲を捜索

消防士も数十名が捜索に当たり、ヘリコプター1機が神崎川の上空を旋回し、捜索に当たる。

(5) 同月 13 日

9時30分頃から13時頃まで、本来であれば休日であった職員1名も加えた合計2名の職員で神崎川の河川敷を中心に捜索し、捜索範囲は下流の大坂市内にまで及ぶ。

児童を送迎した後、職員1名が14時頃から17時30分頃まで、自転車を用いて、神崎川河川敷の対岸や想定しうる場所を捜索し、別の職員1名が15時30分頃から17時30分頃まで河川敷を捜索

吹田市子供指導監査室や豊中市子供相談課等の行政機関から本件事故の経緯に関する説明を求められたため、これに対応する。

警察官は数十名の規模で神崎川の河川敷を捜索し、消防士は複数のボートを出して、川底を中心に捜索。途中で、榎木橋の下辺りで発見されたとの情報があり、ダイバーが潜水したもの、やはり発見には至らず。

(6) 同月 14 日

9時頃、豊中市子供相談課に本件事故の経緯を説明した書面をFAXし、その後、吹田市子供指導監査室に同事故に関する説明をメールで報告。

9時30分頃から13時頃までの間、職員3名で神崎川河川敷を中心に捜索  
この間、10時30分頃には、清水亜佳里様から「ジャンパーが落ちていた  
場所をもう一度確認したい。」等の要請があったため、これに対応

児童を送迎した後、14時頃から1名の職員は自転車を使用して神崎川河川敷を広範囲に捜索し、別の1名は清水君のジャンパーが脱ぎ捨てられていた付近で、神崎川に飛び込んだものと思われる同時刻に散歩していた方に声を掛け、情報を得ようと努めるも、手がかりは得られず。

職員の捜索は17時30分頃まで続ける。

警察官は数十名程が捜索に当たり、消防士はボート3艘により、川岸を中心  
に捜索

(7) 同月 15 日

9時頃から14時頃まで職員2名（内1名は自転車を使用）が神崎川河川敷を捜索

9時50分頃から12時30分頃まで、別の職員3名（内1名は自転車を使用）が上記2名とは別の方向となる河川敷を捜索し、想定しうる範囲を捜索

児童の送迎後、14時頃から19時頃までの間、職員1名が自転車を使用して河川敷を捜索し、15時50分頃から17時30分頃までは別の職員2名（内1名は自転車を使用）が河川敷を捜索

豊中市子供相談課及び吹田市子供指導監査室に捜索の状況について説明

警察官は十数名の規模で河川敷を捜索し、巡回船1隻で神崎川を捜索し、消防士はボート3艘で捜索に当たり、神崎川の川岸から対岸までロープを張るなどして捜索

19時30分頃、清水亜佳里様から当社に電話があり対応する。

#### (8) 同月16日

8時37分、吹田警察署の警察官より、神崎川河川敷を散歩していた通行人が清水君のご遺体を発見したとの連絡を受ける。

以上